



全国各地で40度を超えるなど猛暑が続いています。いわき市内も、うたなような暑さで、こまは夏は今まで経験したことばかりのように思います。体調を崩されている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。エアコン上手に使いながらこまめに水分をとるなど、熱中症にはならないよう十分注意してこの夏をのりこりしたいですね。

夏といえは、8月5日から甲子園で熱い闘いが始まります。夏の高校野球は、今から103年前の1915年に第1回が開催されました。今年、第100回という記念の年を迎えるそうです。とても歴史があるんですね。

子どもの頃、グローブとバットを持って空き地に行く兄について行くと、一緒にまぜてもらって遊んでいたのが野球は好きと好きでした。中学の頃はソフトボール部に所属して勝つことを目標に練習を続けて、チームプレイの面白さも難い、負けることの悔しさなど、今では味方はいっしょに経験がてらでした。

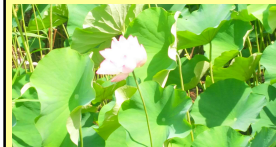
テレビの中だけですが、同世代の桑田や清原など思い出のいい思い出。高校野球、球児には、甲子園という大きな舞台で悔しい失敗も経験してはいいです。

青木 浩 片島 豊理佳



ひとロメ

白水阿弥陀堂の古代蓮-淡いピンクが涼を誘います



白水阿弥陀堂の古代蓮を見に行きました。毎年この季節に淡いピンクの花が咲きます。平泉の中尊寺金色堂から株分けされた古代蓮は一度は見たい美しさです。見ごろは7月中旬頃から8月中旬頃。蓮の花は早朝からお昼ごろまでの開花になるので午前中がおすすめです。

3年連続 県内売上高 No1

株式会社
いわき土地建物

ご相談下さい フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く

0800-123-3719

Free Call

ひとくちメモ

7月6日、相続規定を見直す改正民法が成立しました

配偶者の居住権保護などを定める



高齢化社会の進展に対応し、相続制度を約40年ぶりに大きく見直した「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（改正民法）が7月6日に成立、13日に公布されました。施行日は19年7月までの間ですが、一部内容については段階的に施行し、配偶者居住権については、20年7月までに施行することになっています。

改正の主な柱は、相続が発生した際、残された配偶者が終身自宅に住み続けられる「配偶者居住権」の創設です。

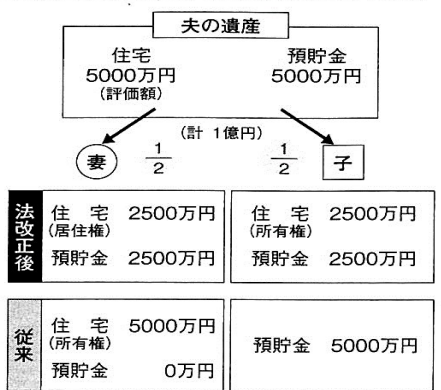
制度創設の背景として、残された配偶者が自宅にそのまま居住できるようにするために、自宅所有権を相続した場合、現金など他の遺産の取得分を減らさざるを得ず、その後の生活に不安を抱えるケースなどがありました。

同制度では、自宅所有権に比べて評価額が低くなる居住権のみを取得することで現金などの相続分を増やすことができ、住む場所と生活費への不安の双方の解消を図っています。

◆改正の主なポイント◆

- ① 配偶者居住権の創設
- ② 居住用不動産は遺産分割の対象外に
- ③ 故人の預貯金仮払い制度の創設
- ④ 親族以外にも遺産請求権を認める
- ⑤ 法務局による自筆証書遺言の保管制度の創設

配偶者居住権でどう変わる
夫が亡くなり、妻と子1人で遺産分割する場合



【上資料は「放夢新聞」7月23日付より掲載】

資金計画 自己資金 住宅ローン 税金 建物状況調査 引越

これを読めば、不動産取引の基本的な流れが良くわかる！

知らないで損をする!!



『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引の様々な事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この冊子をご希望の方は小島北店までご連絡ください。

無料進呈中

フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く
0800-123-3719
Free Call